

「海外との連携先検討に向けた基礎調査事業」 業務委託仕様書

1 委託業務名

「海外との連携先検討に向けた基礎調査事業」（以下、「本事業」という。）

2 事業の目的

石川県内企業の人手不足は極めて深刻な状況にあり、その解消は喫緊の課題となっている。

一方、人手不足を背景として、県内における外国人労働者数及び外国人雇用事業所数は年々増加しており、外国人労働者は企業を支える不可欠な存在となってきた。

外国人材獲得競争は国内外で激化の一途を辿っており、今後も安定的に県内企業が求める優秀な外国人労働者を受入れるためには、日本語教育や日本への送出しに力を入れている海外の高等教育機関や送出機関と協定締結等を通じ、連携することが重要である。

以上から、本県の実情に適した連携先の検討を行うため、海外の高等教育機関や送出機関にかかる基礎情報の収集を目的として本事業を実施するものである。

3 業務内容等

- (1) 本事業は、今後、日本で就労する労働者の増加が見込まれるアジア圏の国々を対象とし、本県に在留資格「特定技能」や「技術・人文知識・国際業務」等の高度人材を呼び込むことを想定しているものである。
- (2) 調査対象国数は応募者の提案事項とする。なお、少なくとも8カ国以上とすること。
- (3) 調査対象国は、日本を除く東アジア、東南アジア、南アジア、中央アジアのいずれかに属する国とし、インドネシア、スリランカ、カンボジア、モンゴル、ウズベキスタンの5カ国は必ず含めること。その他の国については、応募者の提案事項とする。提案にあたっては、他の地方自治体の進出状況、外国人労働者を送り出す国的人口動態や産業構造、労働市場の予測、本県の産業構造や地域特性などをもとに提案することとし、選定理由も併せて記載すること。
- (4) 調査対象は、調査対象国に所在する学科設置等により日本語教育を行う高等教育機関及び日本語教育を行う送出機関とする。なお、これらに該当しない機関を含めても良いが、その場合は提案する理由を明記すること。
- (5) (3)に記載する「高等教育機関」は、大学、高等専門学校、並びにポリテクニック等の職業教育機関とする。なお、前記に該当しない場合でも、県もしくは石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）の指示により、調査対象に加えることがある。
- (6) (3)に記載する「送出機関」は、政府認定送出機関、並びに調査対象国のライセンス取得済の民間事業者とする。なお、前記に該当しない場合でも、県もしくは機構の指示により、調査対象に加えることがある。
- (7) 日本語教育の有無については、調査対象自らのプログラムとして提供されているかどうかで判定するものとする。また、その実施規模や頻度は問わない。
- (8) 調査項目は、次のとおりとする。
 - ① 高等教育機関
名称、設立年、設置主体（国立、私立など）、設置学部名称（学科や専攻コース名等を含

む)、標準就業年限、学生数、日本国内の他自治体との連携状況（連携している場合は自治体名、対象学部、連携開始時期、取組内容など）、卒業生の進路（進学・就職状況、海外就職者の割合、海外就職者の就職国・地域）、学生の就職にかかる高等教育機関の関与状況、ヒアリングした大学の担当者の所属・役職、氏名及び連絡先（メールアドレスを含む）、その他特記事項

② 送出機関

名称、設置主体（政府認定送出機関、民間事業者など）、政府認定番号（対象国の法令上設けられている場合に限る）、取り扱っている日本の在留資格、日本語教育の期間、入国前事前研修の有無及び期間、過去5年間の日本への送出実績（在留資格ごと、業種ごとの人数）、過去5年間の本県への送出実績（在留資格ごと、業種ごとの人数）、外国人材が負担する費用の種類及び額、受入企業が負担する費用の種類及び額、他自治体との連携状況（自治体名、対象業種など）、過去5年間の法令違反・トラブル事例の有無、ヒアリングした送出機関の担当者の所属、氏名及び連絡先（メールアドレスを含む）、その他特記事項

(9) 調査方法は、文献調査、ヒアリング調査、アンケート調査等を複数組み合わせて実施すること。

(10) 調査結果をもとに、石川県内企業や業界団体等との連携協定締結の可能性について、4段階（A：可能性高、B：可能性低、C：可能性なし、D：判定不能）で評価し、評価理由を付記すること。

(11) 調査結果及び前項の連携協定締結の可能性評価（以下「調査結果等」という。）については、下記に留意し、4に記載の委託業務完了報告書とともに機構へ提出すること。

- ① Excel ファイルにより提出を行うこと。
- ② 調査結果等はシート一つにまとめること。
- ③ Excel のフィルタ機能により、容易に検索やソートができるようにすること。
- ④ 調査結果等を入力するひな型を作成し、事前に県及び機構の了承を得てから調査を実施すること。
- ⑤ 入力は、原則、高等教育機関や送出機関ごとに1行とするが、県もしくは機構の指示により、調査項目の内容によっては2行以上に分けて記載する場合があること。
- ⑥ 調査結果等に記載する文章は箇条書きで、要点を簡潔に記載するものとし、詳細なヒアリング内容等があれば別紙で提出すること

4 完了報告書

事業実施期間終了後、速やかに委託業務完了報告書を機構へ提出すること。

5 その他

- (1) 業務にあたっては、機構と協議のうえ実施すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、機構と協議すること。